

川崎市指令環廃 第36号

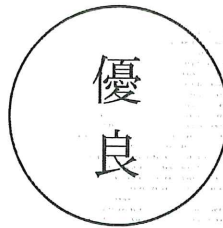
許可番号 第05770000728号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号

氏名 三友プラントサービス 株式会社

代表取締役 小松 源 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年5月15日

川崎市長 福田 紀彦 印

許可の年月日

令和3年7月1日

許可の有効期限

令和10年6月30日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（不溶化）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 特定有害産業廃棄物（鉍さい、ばいじん、

燃え殻及び汚泥に限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）

以上1種類

(3) 制限

ア 不溶化に係る特別管理産業廃棄物は、水銀含有量が1000mg/kg未満であるものに限る。

イ 不溶化に係る特別管理産業廃棄物のうち、汚泥は含水率85%以下のものに限る。

ウ 不溶化に係る特別管理産業廃棄物のうち、鉍さいは粒径5mm以下のものに限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記2のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和3年7月1日 更新許可

令和3年7月1日 優良認定

令和3年8月27日 事業計画変更（蒸留の廃止）

令和6年4月17日 代表者変更

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

不溶化

次の表中、上欄「廃棄物の種類」ごとに左欄の「有害物質」を含むことにより有害なものに限る。

[○(許可物質)]

有害物質 \ 廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	-	-
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	-	-
鉛又はその化合物	○	○	○		○	-	-
六価クロム化合物	○	○	○		○	-	-
砒素又はその化合物	○	○	○		○	-	-
シアン化合物					○	-	-
セレン又はその化合物	○	○	○		○	-	-

別記2

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 不溶化施設 (固化施設 No. 2) (設置年月日 平成15年10月20日)	264m ³ /日 (特定有害産業廃棄物(鉍さい、ばいじん、燃え殻及び汚泥に限る。))	川崎市川崎区扇町5番79 (3415.47 m ²)

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
不溶化施設一式	264m ³ /日	固化施設 No. 2

